証券コード　8558
平成29年６月９日

株　主　各　位

群馬県前橋市本町二丁目12番６号
株式会社 東和銀行
代表取締役頭取　吉　永　國　光

第112回定時株主総会および普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。
さて、当行第112回定時株主総会および普通株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
本定時株主総会には、第２号議案として「株式併合の件」を第３号議案として「定款一部変更の件」をそれぞれ議案として上程いたしますが、これらの議案につきましては、会社法第322条第１項第１号及び第２号に基づくご決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会を併せて開催させていただくこととなりました。
なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成29年６月26日（月曜日）午後５時40分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。　敬　具

記

１．日　　時　　平成29年６月27日（火曜日）午前10時
２．場　　所　　前橋市本町二丁目12番６号　当行本店２階大会議室
３．目 的 事 項
（定時株主総会）
報告事項　１．第112期(平成28年４月１日から平成29年３月31日まで)
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第112期(平成28年４月１日から平成29年３月31日まで)
計算書類の内容報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　株式併合の件
第３号議案　定款一部変更の件
第４号議案　取締役６名選任の件
第５号議案　監査役１名選任の件
第６号議案　補欠監査役１名選任の件
（普通株主様による種類株主総会）
決議事項
第１号議案　株式併合の件
第２号議案　定款一部変更の件

４．議決権行使等についてのご案内
(1) 株主総会にご出席願えない場合、当行の議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
(2) 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「個別注記表」及び「連結注記表」につきましては、法令及び当行定款第15条の定めにより、インターネット上の当行ウェブサイト(http：//www.towabank.co.jp)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類及び連結計算書類には、本招集ご通知添付書類記載のもののほか、この「個別注記表」及び「連結注記表」も含まれております。
(3) 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当行ウェブサイト(http://www.towabank.co.jp)に掲載させていただきますのでご了承ください。　以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

第112期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告

１．当行の現況に関する事項

（１）企業集団の事業の経過及び成果等

（企業集団の主要な事業内容）

当行グループは、当行と子会社及び子法人等3社により構成されており、銀行業務を中心にリース業務等の金融サービスの提供やその他業務（信用保証業務、クレジットカード業務）を営んでおります。

（金融経済環境）

平成28年度のわが国経済は、海外経済の成長率が緩やかに高まるもとで、輸出が増加基調となり、生産が回復傾向を辿りました。また、設備投資の回復・個人消費の底堅い推移から、景気は緩やかな回復基調を続けました。

（企業集団の事業の経過及び成果）

当行グループは、経営強化計画「プランフェニックスⅣ」に基づき、ビジネスモデルの中核である「ＴＯＷＡお客様応援活動」により、お客様の本業支援、経営改善・事業再生支援に全役職員が一丸となって取り組み、地域の皆様への円滑な資金供給に努めてまいりました。

当連結会計期間の主な項目の実績は以下のとおりです。

＜預金・預かり資産＞

預金は、前年度末比540億円増加の1兆9,148億円となりました。

投資信託は、401億円の販売を行い、生命保険は42億円、公共債も４億円の販売・募集を行いました。

＜貸出金＞

貸出金は、前年度末比302億円増加の1兆3,819億円となりました。また、事業性貸出先数は、前年度末比684先増加の15,077先となりました。

＜お客様の本業支援＞

当行は、「ＴＯＷＡお客様応援活動」により、ビジネスマッチングや各種補助金申請支援、新現役交流会、地元大学との共同開発研究支援、大手工業系・大手食品系バイヤーとの個別商談会の実施、「東和農林漁業６次産業化応援ファンド」を活用した成長産業化支援や、国際協力機構(JICA)、国際協力銀行(JBIC)など58ヶ国36機関との海外ネットワークを活用した海外進出支援などに取り組んでまいりました。

また、経営改善・事業再生支援では、中小企業再生支援協議会や外部専門家との連携を強化するとともに、群馬県信用保証協会や埼玉県信用保証協会と経営改善支援に関する業務について提携するなど、適切な事業性評価に基づき、積極的に経営改善資金の供給を行ってまいりました。

＜地元大学との連携＞

当行は、共同開発研究支援やビジネス交流会の共催の他、地域における人材育成の一環として、群馬大学と高崎経済大学、放送大学において、頭取をはじめとする役職員が、地域金融機関の社会的役割等について、実際に金融業務に携わる現場からの視点を踏まえ、講義を行ってまいりました。

群馬大学では平成24年度より毎年２月に同大学社会情報学部の学生を対象として、４日間の講義を行っており、平成28年度も２月に開講いたしました。
高崎経済大学では、平成27年度より同大学経済学部の学生を対象として、15日間の講義を行っており、平成28年度は４月から７月まで開講いたしました。
放送大学では、平成22年度より毎年７月に学生を対象として、２日間の面接授業を行っており、平成28年度も７月に開講いたしました。

平成28年度中における支援活動実績は以下のとおりです。

ビジネスマッチング	商談5,279件、取引成立424件
ものづくり補助金	申請支援859社、採択112社
新現役交流会	面談17社、成約13社13名
群馬大学との共同開発研究	提案12社、研究開始6社
前橋工科大学との共同開発研究	提案8社、研究開始1社
海外進出	政府系金融機関や業務提携機関等への個別紹介実績 56社 国際協力銀行(JBIC)との協調融資による取り組み　２件
工業系・食品系バイヤーとの商談	商談226社、成立13社
経営相談会の開催	57店舗、95社

地元大学での講義

大学名	講義内容	受講者数(延べ人数)	
群馬大学	地域金融機関における企業再生支援 女性の職場としての地域金融機関　他	平成28年度	256名
高崎経済大学	地域社会と金融機関、成長戦略と地域金融機関　他	平成28年度	4,020名
放送大学	地域銀行の社会的役割、経済成長と地域銀行　他	平成28年度	126名

北関東地域銀行３行による取り組み状況

開催日	交流会名	参加企業数	当行	栃木銀行	筑波銀行
平成28年５月24日	とちぎんビジネス交流商談会2016	161	20	120	21
平成28年10月19日	2016筑波銀行ビジネス交流商談会	235	22	15	198
平成28年11月２日	第13回東和新生会ビジネス交流会	200	166	14	20

経営改善・事業再生支援

中小企業再生支援協議会との連携	13 社
地域経済活性化支援機構との連携による相談会	25 社
経営改善支援センターとの連携	5 社
保証協会経営サポート会議の活用	21 社
外部専門家（コンサルタント等）との連携	41 社

＜損益状況＞
当連結会計年度の経常利益は107億円、親会社株主に帰属する当期純利益は85億円となりました。なお、単体コア業務純益は94億円を計上し、経常利益は104億円、当期純利益は83億円となりました。

＜金融再生法開示債権比率＞（単体）
　金融再生法開示債権比率は、前年度末比0.64ポイント改善し、3.53％となりました。
＜自己資本比率＞
　連結自己資本比率は、前年度末比0.04ポイント上昇の11.05％となりました。

（企業集団の対処すべき課題）
　当行グループは、「靴底を減らす活動」、「雨でも傘をさし続ける銀行」、「謙虚さのＤＮＡを忘れない銀行」の３つをモットーとして、お客様の本業支援、経営改善・事業改善支援に全行的、継続的に取り組み、地域経済を活性化させることで、当行の収益力の向上を図るというビジネスモデルを、全役職員一丸となって築き上げてまいりました。
　本年度は、このお客様の本業支援を中心としたビジネスモデルの持続可能性を更に高めるために、営業態勢の見直しや本部の営業店サポート態勢の強化、人材育成の強化を図り、お客様へ最良のサービスが提供できるよう、顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）に取り組む態勢を整備してまいります。
　当行は、「群馬貯蓄無尽株式会社」として大正６年６月11日に創立以来、中小企業のお客様に支援を続ける庶民金融機関として本年度で100年を迎えることができました。これからもお客様の本業支援を徹底し、地域の更なる活性化のお役に立てるよう、役職員一丸となって、新たな100年への礎を築いてまいります。

（２）企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ．企業集団の財産及び損益の状況

（単位：億円）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
連結経常収益	425	436	411	435
連結経常利益	123	123	106	107
親会社株主に帰属する当期純利益	129	124	81	85
連結包括利益	123	191	111	50
連結純資産額	1,204	1,375	1,475	1,513
連結総資産	19,418	20,604	21,660	22,521

（注）記載金額は、単位未満の金額を切り捨てて表示しております。

ロ．当行の財産及び損益の状況

（単位：億円）

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
預金		17,711	18,258	18,643	19,184
	定期性預金	10,256	10,422	10,598	10,682
	その他	7,455	7,835	8,044	8,501

貸出金		13,025	13,306	13,558	13,859
	個人向け	3,691	3,658	3,581	3,528
	中小企業向け	6,504	7,131	7,313	7,517
	その他	2,829	2,516	2,662	2,813
商品有価証券		0	0	0	0
有価証券		5,214	5,528	6,020	5,950
	国債	1,592	1,724	1,594	1,305
	その他	3,621	3,803	4,425	4,644
総資産		19,444	20,580	21,633	22,489
内国為替取扱高		76,297	76,564	76,063	74,987
外国為替取扱高		百万ドル 635	百万ドル 644	百万ドル 640	百万ドル 747
経常利益		百万円 11,976	百万円 12,312	百万円 10,543	百万円 10,496
当期純利益		百万円 12,672	百万円 12,459	百万円 8,107	百万円 8,357
１株当たり当期純利益		円 銭 37 28	円 銭 33 69	円 銭 20 66	円 銭 21 41

（注）１．記載金額は、単位未満の金額を切り捨てて表示しております。
２．１株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の普通株式の平均発行済株式数（自己株式を控除した株式数）で除して算出しております。

（３）企業集団の使用人の状況

イ．企業集団の状況

	当年度末			前年度末		
	銀行業	リース業	その他事業	銀行業	リース業	その他事業
使用人数	1,494人	12人	11人	1,467人	11人	15人

（注）１．使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
２．使用人数は、就業者ベースで記載しております。

ロ．当行の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	1,494人	1,467人
平均年齢	39年２月	39年５月
平均勤続年数	16年０月	16年４月
平均給与月額	380千円	393千円

（注）１．使用人数には、受入出向者を含み、出向者、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
２．使用人数は就業者ベースで記載しております。
３．平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

4．平均給与月額は、3月中の税込み平均給与月額であり、賞与は含まれておりません。また、受入出向者に対する給与等を含んでおりません。

（4）企業集団の主要な営業所等の状況

イ．銀行業

（イ）営業所数の推移

	主 要 な 営 業 所 等
群　馬　県	本店営業部、太田支店、高崎支店、ほか38店（前年度末同）
埼　玉　県	東松山支店、川越支店、所沢支店、ほか39店（前年度末同）
東　京　都	東京支店、ほか７店（前年度末同）
栃　木　県	足利支店、ほか２店（前年度末同）

（注）１．上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を105ヵ所（前年度末105ヵ所）設置しております。
２．群馬県の営業所数の中にインターネット支店（１ヵ店）及び振込専用支店（２ヵ店）を含んでおります。

（ロ）当年度新設営業所

該当事項はございません。

ロ．リース業

会　社　名	主 要 な 営 業 所 等
東和銀リース株式会社	本社（群馬県前橋市）、首都圏営業部（埼玉県さいたま市）

ハ．その他事業

会　社　名	主 要 な 営 業 所 等
東和信用保証株式会社	本社　（群馬県前橋市）
東和カード株式会社	本社　（群馬県前橋市）

（5）企業集団の設備投資の状況

イ．設備投資の総額

（単位：百万円）

事業セグメント	金　　額
銀　　行　　業	2,889
リ　ー　ス　業	18
そ の 他 事 業	0
合　　計	2,907

（注）記載金額は、単位未満の金額を切り捨てて表示しております。

ロ．重要な設備の新設等

（単位：百万円）

事業セグメント	内　　容	金　　額
銀　　行　　業	営業店システム	1,021(リース導入)
	オープン出納システム	45

(注) 記載金額は、単位未満の金額を切り捨てて表示しております。

（6）重要な親会社及び子会社等の状況

イ．親会社の状況

該当事項はございません。

ロ．子会社等の状況

会　社　名	所　在　地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
東和信用保証株式会社	前橋市本町二丁目14番８号	信用保証業務	平成９年８月４日	百万円 495	% 100.00	―
東和カード株式会社	前橋市本町二丁目14番８号	クレジットカード業務	平成元年８月９日	百万円 50	% 41.17	―
東和銀リース株式会社	前橋市本町二丁目14番８号	リース業務	昭和49年３月15日	百万円 100	% 38.00	―

(注) 1．当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
2．連結対象の子会社及び子法人等は３社であります。
3．東和オフィス株式会社は、平成28年３月31日付けで解散し、平成28年８月19日清算結了いたしました。

重要な業務提携の概況

1．第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2．第二地銀協地銀41行、都市銀行５行、信託銀行３行、地方銀行64行、信用金庫265金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合133組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連721（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3．第二地銀協地銀41行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4．株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
5．株式会社セブン銀行等との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し、現金自動入金、残高照会の

サービスを行っております。
6．株式会社新生銀行との提携により、付加価値の高い金融商品・サービスの開発を行っております。
7．株式会社筑波銀行及び株式会社栃木銀行と地域経済活性化に向けた「広域連携協定」を締結し、地域の魅力を高め、産業の育成や雇用の創出による地域経済の活性化に資する活動を行っております。

（7）事業譲渡等の状況

特に記すべき事項はございません。

（8）その他企業集団の現況に関する重要な事項

特に記すべき事項はございません。

2．会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

（1）会社役員の状況

平成29年３月31日現在

氏　名	地　位　及　び　担　当	重　要　な　兼　職	その他
吉　永　國　光	代表取締役頭取執行役員	―	―
大　澤　清　美	代表取締役副頭取執行役員 人事部、職員研修所、コンプライアンス統括部、監査部、証券業務（内部管理統括責任者）	―	―
江　原　　洋	取締役常務執行役員 総合企画部、審査部、審査管理部	東和信用保証株式会社　取締役 東和カード株式会社　取締役 東和銀リース株式会社　取締役	―
櫻　井　裕　之	取締役常務執行役員 リレーションシップバンキング推進部、リレーションシップバンキング戦略部、総務部	東和信用保証株式会社　取締役	―
紺　　正　行	取締役（社外取締役）	阿久澤・紺法律事務所　弁護士	―
稲　葉　喜　子	取締役（社外取締役）	株式会社はやぶさコンサルティング　代表取締役 株式会社東京国際会計　代表取締役 はやぶさ監査法人　代表社員 税理士法人はやぶさ会計　社員 株式会社東京TYフィナンシャルグループ　社外監査役 公認会計士	―
加　辺　秀　雄	常勤監査役	―	―
南　　秀　昌	常勤監査役	―	―
安　藤　震太郎	監査役（社外監査役）	株式会社安藤　相談役	―

加 藤 真 一	監査役（社外監査役）	株式会社加藤会計事務所　代表取締役 税理士法人加藤会計事務所　代表社員 カネコ種苗株式会社　社外監査役 公認会計士	―

（注）１．平成28年６月28日開催の第111回定時株主総会における就任
再任　取締役　吉永國光、大澤清美、江原洋、櫻井裕之、紺正行(非常勤、社外取締役)、稲葉喜子（非常勤、社外取締役）
再任　監査役　南秀昌、安藤震太郎(非常勤、社外監査役)
新任　監査役　加辺秀雄
２．取締役紺正行氏及び稲葉喜子氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員であります。
３．監査役加藤真一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

（２）会社役員に対する報酬等

区　　分	支給人数（名）	報　酬　等（百万円）
取　　締　　役	7	124（21）
監　　査　　役	5	45
計	12	170（21）

（注）１．記載金額は、単位未満の金額を切り捨てて表示しております。
２．報酬以外の金額を（　）に内書しております。
３．上記には、平成28年６月28日開催の第111回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名、監査役１名を含んでおります。
４．取締役の報酬等には、当事業年度において費用計上した株式報酬型ストック・オプションによる報酬額21百万円を含んでおります。
５．役員に対する定款または株主総会で定められた報酬限度額は、以下のとおりであります。
取締役　報酬月額　25百万円以内（昭和63年６月29日株主総会決議）
監査役　報酬月額　 8百万円以内（平成６年６月29日株主総会決議）
取締役（社外取締役を除く）株式報酬型ストック・オプション年額　60百万円以内（平成22年６月29日株主総会決議）

（３）責任限定契約

氏　　名	責任限定契約の内容の概要
紺　　正行	当行は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第１項に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。
稲葉　喜子	
安藤震太郎	
加藤　真一	

3．社外役員に関する事項

（1）社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼職その他の状況
紺　　正　行（取締役）	阿久澤・紺法律事務所　弁護士
稲　葉　喜　子（取締役）	株式会社はやぶさコンサルティング　代表取締役 株式会社東京国際会計　代表取締役 はやぶさ監査法人　代表社員 税理士法人はやぶさ会計　社員 株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ　社外監査役 公認会計士
安　藤　震太郎（監査役）	株式会社安藤　相談役
加　藤　真　一（監査役）	株式会社加藤会計事務所　代表取締役 税理士法人加藤会計事務所　代表社員 カネコ種苗株式会社　社外監査役 公認会計士

（注）社外役員が役員等を兼職している他の法人等と当行との間には、特筆すべき取引関係はありません。

（2）社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会・監査役会への出席状況	取締役会・監査役会における発言その他の活動状況
紺　正行 （取締役）	９年９月 (平成19年６月28日就任)	当期に開催した取締役会14回の全てに出席しております。	主に弁護士としての専門性を発揮し、経営の意思決定の客観性を確保する観点から、議案の審議等に必要な質問、発言を適宜行っております。
稲葉　喜子 （取締役）	２年９月 (平成26年６月26日就任)	当期に開催した取締役会14回の全てに出席しております。	主に公認会計士としての専門性を発揮し、経営の意思決定の客観性を確保する観点から、議案の審議等に必要な質問、発言を適宜行っております。
安藤震太郎 （監査役）	４年９月 (平成24年６月26日就任)	当期に開催した取締役会14回の全てに出席、監査役会15回の全てに出席しております。	主に会社経営者としての豊富な経験を活かし、議案の審議等に必要な質問、発言を適宜行っております。
加藤　真一 （監査役）	２年９月 (平成26年６月26日就任)	当期に開催した取締役会14回の全てに出席、監査役会15回の全てに出席しております。	主に公認会計士としての専門的な見地から、議案の審議等に必要な質問、発言を適宜行っております。

（3）社外役員に対する報酬等

	支給人数（名）	銀行からの報酬等（百万円）	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4	19	該当事項はございません

（注）記載金額は、単位未満の金額を切り捨てて表示しております。

４．当行の株式に関する事項

（１）株式数

発行可能株式総数	普通株式	1,218,000 千株
	第二種優先株式	200,000 千株
発行済株式の総数	普通株式	371,802 千株
	第二種優先株式	175,000 千株

（注）１．株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
２．普通株式の発行済株式総数は、自己株式3,240千株を含んでおります。

（２）当年度末株主数

普通株式	15,457 名
第二種優先株式	1 名

（３）大株主

① 普通株式

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	27,193 千株	7.37 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	14,863	4.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	11,065	3.00
東和銀行従業員持株会	10,313	2.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8,993	2.44
遠藤　四郎	7,050	1.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	6,789	1.84
DFA INTL　SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	6,160	1.67
株式会社ユニマットリタイアメント・コミュニティ	5,370	1.45
GOVERNMENT OF NORWAY	5,087	1.38

（注）１．大株主は、上位10名の状況を表示しております。
２．持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
３．持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を減じた株式数を基準に算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

② 第二種優先株式

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社整理回収機構	175,000 千株	100.00 %

５．当行の新株予約権等に関する事項

（１）事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要		新株予約権等を有する者の人数
取締役（社外役員を除く）	①名称	第１回株式報酬型新株予約権	２名
	②新株予約権の割当日	平成22年８月３日	
	③新株予約権の数	1,542個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式154,200株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成22年８月４日から 平成47年８月３日まで	
	⑥権利行使価額（１株当たり）	１円	
	⑦権利行使についての条件	（注）	
	①名称	第２回株式報酬型新株予約権	４名
	②新株予約権の割当日	平成23年８月12日	
	③新株予約権の数	1,743個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式174,300株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成23年８月13日から 平成48年８月12日まで	
	⑥権利行使価額（１株当たり）	１円	
	⑦権利行使についての条件	（注）	
	①名称	第３回株式報酬型新株予約権	４名
	②新株予約権の割当日	平成24年８月３日	
	③新株予約権の数	2,481個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式248,100株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成24年８月４日から 平成49年８月３日まで	
	⑥権利行使価額（１株当たり）	１円	
	⑦権利行使についての条件	（注）	
	①名称	第４回株式報酬型新株予約権	４名
	②新株予約権の割当日	平成25年８月２日	
	③新株予約権の数	2,298個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式229,800株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成25年８月３日から 平成50年８月２日まで	
	⑥権利行使価額（１株当たり）	１円	
	⑦権利行使についての条件	（注）	

	新株予約権等の内容の概要		新株予約権等を有する者の人数
取締役（社外役員を除く）	①名称	第５回株式報酬型新株予約権	４名
	②新株予約権の割当日	平成26年８月６日	
	③新株予約権の数	2,127個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式212,700株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成26年８月７日から 平成51年８月６日まで	
	⑥権利行使価額（１株当たり）	１円	
	⑦権利行使についての条件	（注）	
	①名称	第６回株式報酬型新株予約権	４名
	②新株予約権の割当日	平成27年８月６日	
	③新株予約権の数	1,751個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式175,100株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成27年８月７日から 平成52年８月６日まで	
	⑥権利行使価額（１株当たり）	１円	
	⑦権利行使についての条件	（注）	
	①名称	第７回株式報酬型新株予約権	４名
	②新株予約権の割当日	平成28年８月12日	
	③新株予約権の数	2,508個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式250,800株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成28年８月13日から 平成53年８月12日まで	
	⑥権利行使価額（１株当たり）	１円	
	⑦権利行使についての条件	（注）	
社外取締役	―	―	―
監査役	―	―	―

（注）新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

（２）事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要		新株予約権等を交付した者の人数
当行の執行役員	①名称	第７回株式報酬型新株予約権	10名
	②新株予約権の割当日	平成28年８月12日	
	③新株予約権の数	4,411個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式441,100株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成28年８月13日から 平成53年８月12日まで	
	⑥権利行使価額（１株当たり）	１円	
	⑦権利行使についての条件	（注）	
子会社及び子法人等の会社役員及び使用人	―	―	―

（注）新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

６．会計監査人に関する事項

（１）会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員　梅 津 知 充 指定有限責任社員　松 崎 雅 則	68	－

（注）１．当行及び子会社等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額は68百万円であります。
２．当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

（２）責任限定契約

責任限定契約は締結しておりません。

（３）会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、相当と認めたことから、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

（4）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役が会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

７．財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

８．業務の適正を確保する体制及び運用状況の概要

（業務の適正を確保する体制の概要）

（1）当行の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当行グループの業務の適正を確保するための体制

① 取締役会は、法令等遵守態勢の確立を経営の最重要課題として位置づけ、社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理及びそれを具体的に担保するための態勢を構築し、当行の業務執行を決定し、取締役の職務の執行の監督を行ないます。

② 取締役は、業務執行にあたり、善良なる管理者の注意義務及び忠実義務を果たします。

③ 取締役は、優れた遵法精神と高い倫理観をもって率先垂範して法令等の遵守に取り組むことといたします。

④ 監査役は、取締役会に出席し、必要あるときには意見具申することとしております。

⑤ 事業年度毎に、取締役会においてコンプライアンス実践計画を策定するとともに経営方針においてコンプライアンスに関する基本方針を決定しております。

⑥ 反社会的勢力に対しては、毅然たる態度で関係を遮断し、排除するための内部体制を整備しております。

⑦ 法令違反行為を防止するため、社内及び社外に通報窓口を設置しております。

⑧ 取締役会や監査役会による経営監視、牽制が適切に機能しているかについて、第三者の委員で構成する「外部評価委員会」により評価・助言を得ております。

（2）当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書規程に従い適切に保存及び管理しております。

（3）当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 統一的なリスクの管理体制を確立するために、統合リスク管理規程及びリスク管理の基本方針により、リスクカテゴリー毎の管理部署等を定めるとともに総合企画部をリスク管理統括部署と定め、統合的な管理を行っております。

② 監査部は、各リスク管理部署の管理の適切性について、独立した立場から監査を実施しております。
③ 大規模災害などの不測の事態を想定した「業務継続計画規程」を策定し、災害等発生時に迅速、適切な措置を講じる体制を構築しております。

（４）当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、取締役会の下に業務執行機関として常務会を置き、各業務の分掌並びに事案毎の職務執行権限の定めに従って適時・適正な業務執行を行っております。
② 取締役会においては、決定する事項及び報告する事項を各々規定しております。
③ 監査部は、本部各部の業務運営が本部業務分掌及び職務権限に従って適正に行われるよう、独立した立場から監査を実施しております。

（５）当行の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役が使用人の職務執行を監督するにあたり、法令等遵守が最優先であることを常に強調し、使用人のコンプライアンス・マインドを涵養いたします。
② 法令遵守の手引き（取締役会付議）を策定し、全員に配付するとともに、研修・会議を通じて法令等遵守意識の高揚を図っております。
③ 事業年度毎にコンプライアンス実践計画を策定し、法令等遵守態勢の強化を図っております。
④ コンプライアンスに関する統括部署としてコンプライアンス統括部を置くとともに、本部各部及び全営業店にコンプライアンス責任者を配置しております。また、本部各セクションの横断的組織として、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する問題が生じた場合の改善を図っており、また、防止策、対応策の検討を行なっております。
⑤ 反社会的勢力に対する統括部署として、総務部に反社会的取引監視室を置くとともに、弁護士や警察等の外部専門機関と連携を図り、反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための内部体制を整備しております。
⑥ 監査部は、本部各部及び営業店において法令・行内規程を遵守した業務が行われるよう独立した立場から監査を実施しております。
⑦ 法令違反行為を防止するため、社内及び社外に通報窓口を設置しております。

（６）子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制

① 当行の定める子会社等管理規程において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当行への定期的な報告を義務づけるとともに、重要事項等については、事前協議、事前報告を求めております。
② 当行において、当行及び子会社の取締役等が出席する子会社情報交換会を年１回開催しており、子会社の取締役（代表者）から、営業状況、決算見込、今後の見通し等について報告を求めております。

（７）子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当行の定める子会社等管理規程、リスク管理基本方針に基づき、子会社のリスク管理状況について適切に管理するとともに、業務継続に係る緊急事態

が発生した場合の報告体制等を整えております。
② 当行の定めるリスク管理基本方針等に準拠し、子会社において「リスク管理規程」を定め、リスクを総合的に管理する体制を整えております。
③ 監査部は、当行の定める子会社等管理規程、監査部基本方針等に基づき、子会社に対しても、独立した立場から監査を実施しております。

（8）子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当行の取締役会規程に準拠し、子会社において取締役会規程を定め、取締役会にて決定する事項及び報告する事項を各々規定しております。
② 当行の定める子会社等管理規程において、子会社の当行に対する事前協議事項、事前報告事項、事後報告事項、緊急報告事項等を規定しております。
③ 監査部は、当行の定める子会社等管理規程、監査部基本方針等に基づき、子会社に対しても、独立した立場から監査を実施しております。

（9）子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 子会社においても、業務の決定及び執行に関する適正を確保するため、取締役会を設置、監査役を選任しております。
② 当行の定める子会社等管理規程に基づき、子会社の重要な業務執行の決定については、当行の所管部署においてその適正について管理するとともに、業務の状況について適時に報告を受けております。
③ 監査部は、当行の定める子会社等管理規程、監査部基本方針等に基づき、子会社に対しても、独立した立場から監査を実施しております。
④ 当行において、子会社の取締役等に対し、年１回コンプライアンス研修会を実施しており、当行所管部より、個人情報管理、反社会的勢力との関係遮断、利益相反管理他、法令等遵守に係る重要事項について徹底しております。
⑤ 当行の定める各種管理規程に準拠し、子会社において「コンプライアンス規程」「個人情報管理規程」「公益通報規程」等を定め、その職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整えております。

（10）当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合の体制

監査役がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合は、監査役室を設置し、補助者を配置することとしております。

（11）当行の監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従うこととしております。
② 監査役の職務を補助すべき使用人は、その業務に関し、代表取締役の指揮命令から独立し、その人員・任命・解雇・配転等の人事異動については、予め監査役の同意を得た上で取締役会等が決定することとしております。

（12）当行の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 当行の取締役は監査役との協議により、「業務の適正を確保する体制」に係る当行の取締役及び使用人等の監査役への報告事項等を申し合わせ、適宜必要な報告を行える体制を整えております。
② 監査役は取締役会に、常勤監査役はさらに常務会等の経営の重要会議に出席するとともに、支店長会議等の会議・報告会にも出席し、業務執行の決定や状況報告を受ける体制をとっております。
③ 当行は、法令違反行為等に関し、当行の取締役及び使用人等が監査役に内部通報できる体制を整えております。

（13）当行子会社の取締役及び使用人等が当行監査役に報告するための体制

① 当行の取締役は監査役との協議により、「業務の適正を確保する体制」に係る子会社の取締役及び使用人等の当行の監査役への報告事項等を申し合わせ、適宜必要な報告を行える体制を整えております。
② 当行は、法令違反行為等に関し、子会社等の取締役及び使用人等が監査役に内部通報できる体制を整えております。

（14）前号の報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行の定める内部通報制度において、当行及び子会社等の報告者が、当該報告等を行ったことにより不利な取扱いを受けないことを規定し、周知徹底しております。

（15）当行の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当行は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設けるとともに、必要に応じ、予算外の費用等を支弁する体制を整えております。

（16）その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は取締役会に、常勤監査役はさらに常務会・支店長会議等、経営の重要会議や報告会に出席し、意見具申できることとしております。
② 監査役が、当行及び子会社の取締役等との定期的な面談や営業店への臨店を通し、情報の収集や使用人との意思疎通を図ることができるよう体制を整備しております。

（業務の適正を確保する体制の運用状況の概要）

（１）当行の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当行グループの業務の適正を確保するための体制

全取締役の総意として宣言した、法令等遵守態勢や社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理の確立等を内容とする「取締役業務執行宣言」に基づき、取締役が全員対等な立場で発言し、実質的かつ活発な論議を行うことより、取締役会を業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督のための開かれた意思決定機関としております。

① 監査役は、取締役会に出席し、必要あるときには意見具申することとしており、本事業年度においては、取締役会（本事業年度は14回開催）に出席し、取締役会に対する監督・牽制機能を発揮しております。
② 事業年度毎に経営方針、コンプライアンス実践計画を策定（本事業年度は「平成28年度経営方針」「平成28年度コンプライアンス実践計画」）し、当該事業年度に実施する諸施策と併せ、法令等遵守に係る経営姿勢を明確にし、コンプライアンス体制の徹底を図っております。
③ 「反社会的勢力に対する基本方針」を策定し、反社会的勢力との関係遮断を宣言しているほか、「反社会的勢力等との取引防止規程」等に基づき、本事業年度においては、反社会的取引対策委員会を５回開催し、反社会的勢力等に係る対応策等の協議を行うなど、内部管理態勢の強化を図っております。
④ 「外部評価委員会規程」等に基づき、社外の有識者（弁護士、公認会計士）で構成された外部評価委員会を、本事業年度において３回開催し、取締役会における意思決定の妥当性や監査役会の取締役会に対する監督・牽制の有効性並びに経営陣及び全行的な法令等遵守の取り組みが適切に機能しているかについて客観的な評価・助言を得ております。

（２）当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書規程」に基づき、取締役会等の議事録や会議資料等の職務執行に係る情報について、適切な保存・管理を実施しております。

（３）当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 「統合リスク管理規程」や「リスク管理の基本方針」等に基づき、統合的なリスク管理、カテゴリー毎のリスク管理を実施するとともに、毎月1回資金管理部会（常務会）を開催（本事業年度は12回開催）し、リスク管理に関する諸問題等の討議を行っております。
② 「業務継続計画規程」等に基づき、本事業年度においては、安否確認システムを活用した行員の安否確認訓練や本部棟・情報センターにおける自衛消防訓練を実施したほか、システム障害やサイバー攻撃等を想定した訓練を定期的に実施するなど、災害発生時に迅速、適切な措置を講じられる体制を整えております。
③ 監査部は、リスク管理部署も含めた本部各部及び営業店等の業務運営や管理の適切性について、独立した立場から監査を行っており、本事業年度においては、本部延べ10部署、営業店延べ117支店、子会社２社にて監査を実施しております。

（４）当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、「取締役会規程」「常務会規程」等において、取締役会と常務会との適正な業務分掌等についての定めを置いており、意思決定の効率化・迅速化を図っております。本事業年度においては、取締役会を14回、常務会を62回開催しております。

（５）当行の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンスに関する行内ルール等を取りまとめた「法令遵守の手引

き」を全行員に配布し、各種研修や会議等での徹底により、行員の法令等遵守意識の高揚を図っております。

② 「公益通報規程」に基づき、社内（コンプライアンス統括部）及び社外（顧問弁護士事務所）に通報窓口を設けるとともに、当行の監査役への通報も同規程の対象とし、法令違反行為の防止に向けた内部通報制度の整備を図っております。

③ コンプライアンス基本事項の徹底や事務事故の再発防止態勢の強化、反社会的勢力に対する取り組みの強化等を内容とした「平成28年度コンプライアンス実践計画」を策定・実施し、法令等遵守態勢の強化を図っております。

④ 原則毎月１回開催しているコンプライアンス委員会について、本事業年度においては12回開催し、法令等遵守に係る諸問題の解決や改善、対応策等の協議を行っております。

（６）子会社における業務の適正を確保するための体制

① 当行の定める「子会社等管理規程」「リスク管理基本方針」等に基づき、当行への定期的な情報報告や重要事項等の事前協議、事前報告を求めるとともに、子会社のリスク管理状況について適切に監視しております。

② 事業年度毎に、当行において、子会社取締役等との情報交換会や子会社取締役等へのコンプライアンス研修を実施（本事業年度は各１回の開催）しております。

③ 当行の定める「公益通報規程」において、子会社等の役職員も同規程の対象者（通報者、相談者）に含め、子会社等における法令違反行為の防止に向けた内部通報制度の整備を図っております。

（７）監査役の監査の実効性を確保するための体制

① 監査役の求めに応じ、平成19年11月より監査役室を設置し、専従の補助者1名を配置しております。

② 監査役は取締役会（本事業年度は14回開催）に、常勤監査役はさらに常務会（同62回開催）や支店長会議（同３回開催）等、経営の重要会議や報告会に出席し、必要に応じ意見具申するなど、経営陣に対する監督・牽制機能を発揮しております。

９．特定完全子会社に関する事項

該当事項はございません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はございません。

11. 会計参与に関する事項

該当事項はございません。

12. その他

特に記すべき事項はございません。

連結貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	231,150	預金	1,914,844
コールローン及び買入手形	1,402	借用金	156,139
商品有価証券	27	外国為替	74
有価証券	594,156	その他負債	11,976
貸出金	1,381,948	賞与引当金	440
外国為替	522	退職給付に係る負債	9,364
その他資産	18,729	役員退職慰労引当金	0
有形固定資産	25,203	睡眠預金払戻損失引当金	440
建物	4,714	偶発損失引当金	629
土地	18,031	繰延税金負債	16
リース資産	146	再評価に係る繰延税金負債	2,493
その他の有形固定資産	2,311	支払承諾	4,406
無形固定資産	1,713	負債の部合計	2,100,826
ソフトウェア	1,532	（純資産の部）	
その他の無形固定資産	181	資本金	38,653
繰延税金資産	259	資本剰余金	31,160
支払承諾見返	4,406	利益剰余金	59,825
貸倒引当金	△ 7,321	自己株式	△ 318
		株主資本合計	129,322
		その他有価証券評価差額金	17,513
		土地再評価差額金	3,093
		退職給付に係る調整累計額	867
		その他の包括利益累計額合計	21,474
		新株予約権	227
		非支配株主持分	348
		純資産の部合計	151,372
資産の部合計	2,252,199	負債及び純資産の部合計	2,252,199

連結損益計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		43,555
資金運用収益	28,748	
貸出金利息	21,400	
有価証券利息配当金	7,197	
コールローン利息及び買入手形利息	30	
預け金利息	73	
その他の受入利息	46	
役務取引等収益	6,503	
その他業務収益	3,524	
その他経常収益	4,780	
貸倒引当金戻入益	527	
償却債権取立益	795	
その他の経常収益	3,457	
経常費用		32,801
資金調達費用	618	
預金利息	545	
譲渡性預金利息	0	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△ 0	
借用金利息	69	
その他の支払利息	2	
役務取引等費用	4,348	
その他業務費用	1,103	
営業経費	22,243	
その他経常費用	4,487	
その他の経常費用	4,487	
経常利益		10,754
特別利益		5
固定資産処分益	5	
特別損失		9
固定資産処分損	9	
税金等調整前当期純利益		10,751
法人税、住民税及び事業税	1,204	
法人税等調整額	929	
法人税等合計		2,133
当期純利益		8,617
非支配株主に帰属する当期純利益		63
親会社株主に帰属する当期純利益		8,553

（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

		株主資本				
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
1	当期首残高	38,653	31,170	52,523	△ 373	121,974
2	当期変動額					
3	剰余金の配当	－	－	△ 1,237	－	△ 1,237
4	親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	8,553	－	8,553
5	自己株式の処分	－	△ 9	－	57	48
6	自己株式の取得	－	－	－	△ 1	△ 1
7	土地再評価差額金の取崩	－	－	△ 13	－	△ 13
8	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
9	当期変動額合計	－	△ 9	7,301	55	7,347
10	当期末残高	38,653	31,160	59,825	△ 318	129,322
		1	2	3	4	5

（単位：百万円）

		その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
		その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
1	当期首残高	21,572	3,079	409	25,061	217	278	147,532
2	当期変動額							
3	剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	△ 1,237
4	親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	－	－	8,553
5	自己株式の処分	－	－	－	－	－	－	48
6	自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	△ 1
7	土地再評価差額金の取崩	－	－	－	－	－	－	△ 13
8	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 4,059	13	458	△ 3,587	10	69	△ 3,507
9	当期変動額合計	△ 4,059	13	458	△ 3,587	10	69	3,840
10	当期末残高	17,513	3,093	867	21,474	227	348	151,372
		6	7	8	9	10	11	12

第112期末(平成29年３月31日現在)貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	**231,099**	**預金**	**1,918,415**
現金	38,105	当座預金	59,107
預け金	192,993	普通預金	750,763
コールローン	**1,402**	貯蓄預金	12,160
商品有価証券	**27**	通知預金	6,222
商品国債	0	定期預金	1,045,141
商品地方債	27	定期積金	23,097
有価証券	**595,029**	その他の預金	21,923
国債	130,537	**借用金**	**151,749**
地方債	131,008	借入金	151,749
社債	154,964	**外国為替**	**74**
株式	18,013	売渡外国為替	71
その他の証券	160,505	未払外国為替	2
貸出金	**1,385,955**	**その他負債**	**10,549**
割引手形	8,995	未払法人税等	932
手形貸付	76,820	未払費用	1,325
証書貸付	1,184,997	前受収益	686
当座貸越	115,142	給付補塡備金	4
外国為替	**522**	金融派生商品	1
外国他店預け	407	リース債務	1,294
買入外国為替	79	資産除去債務	321
取立外国為替	34	その他の負債	5,981
その他資産	**9,386**	**賞与引当金**	**433**
未収収益	2,216	**退職給付引当金**	**10,573**
金融派生商品	3	**睡眠預金払戻損失引当金**	**440**
その他の資産	7,166	**偶発損失引当金**	**629**
有形固定資産	**25,279**	**再評価に係る繰延税金負債**	**2,493**
建物	4,712	**支払承諾**	**4,406**
土地	18,031	**負債の部合計**	**2,099,763**
リース資産	1,222	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	1,312	**資本金**	**38,653**
無形固定資産	**1,608**	**資本剰余金**	**31,160**
ソフトウェア	1,395	資本準備金	17,500
リース資産	34	その他資本剰余金	13,660
その他の無形固定資産	178	**利益剰余金**	**58,832**
繰延税金資産	**638**	利益準備金	1,637
支払承諾見返	**4,406**	その他利益剰余金	57,195
貸倒引当金	**△ 6,432**	繰越利益剰余金	57,195
		自己株式	**△ 318**
		株主資本合計	**128,329**
		その他有価証券評価差額金	**17,510**
		土地再評価差額金	**3,093**
		評価・換算差額等合計	**20,604**
		新株予約権	**227**
		純資産の部合計	**149,161**
資産の部合計	**2,248,924**	**負債及び純資産の部合計**	**2,248,924**

第112期（平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**40,106**
資金運用収益	**28,789**	
貸出金利息	21,445	
有価証券利息配当金	7,193	
コールローン利息	30	
預け金利息	73	
その他の受入利息	46	
役務取引等収益	**5,899**	
受入為替手数料	1,333	
その他の役務収益	4,565	
その他業務収益	**3,524**	
外国為替売買益	111	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	2,432	
その他の業務収益	980	
その他経常収益	**1,894**	
貸倒引当金戻入益	481	
償却債権取立益	687	
株式等売却益	369	
その他の経常収益	355	
経常費用		**29,610**
資金調達費用	**644**	
預金利息	545	
譲渡性預金利息	0	
コールマネー利息	△ 0	
借用金利息	45	
その他の支払利息	52	
役務取引等費用	**4,202**	
支払為替手数料	315	
その他の役務費用	3,886	
その他業務費用	**1,103**	
国債等債券売却損	1,008	
その他の業務費用	95	
営業経費	**21,569**	
その他経常費用	**2,090**	
貸出金償却	1,654	
その他の経常費用	436	
経常利益		**10,496**
特別利益		**5**
固定資産処分益	5	
特別損失		**12**
固定資産処分損	12	
税引前当期純利益		**10,489**
法人税、住民税及び事業税	**1,200**	
法人税等調整額	**931**	
法人税等合計		**2,132**
当期純利益		**8,357**

第 112 期（平成28年4月 1 日から 平成29年3月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

		株主資本								
		資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
			資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
1	当期首残高	38,653	17,500	13,670	31,170	1,390	50,336	51,726	△ 373	121,177
2	当期変動額									
3	剰余金の配当	－	－	－	－	－	△ 1,237	△ 1,237	－	△ 1,237
4	利益準備金の積立	－	－	－	－	247	△ 247	－	－	－
5	当期純利益	－	－	－	－	－	8,357	8,357	－	8,357
6	自己株式の処分	－	－	△ 9	△ 9	－	－	－	57	48
7	自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	△ 1	△ 1
8	土地再評価差額金の取崩	－	－	－	－	－	△ 13	△ 13	－	△ 13
9	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
10	当期変動額合計	－	－	△ 9	△ 9	247	6,858	7,105	55	7,152
11	当期末残高	38,653	17,500	13,660	31,160	1,637	57,195	58,832	△ 318	128,329
		1	2	3	4	5	6	7	8	9

（単位：百万円）

		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
		その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
1	当期首残高	21,575	3,079	24,655	217	146,050
2	当期変動額					
3	剰余金の配当	－	－	－	－	△ 1,237
4	利益準備金の積立	－	－	－	－	－
5	当期純利益	－	－	－	－	8,357
6	自己株式の処分	－	－	－	－	48
7	自己株式の取得	－	－	－	－	△ 1
8	土地再評価差額金の取崩	－	－	－	－	△ 13
9	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 4,064	13	△ 4,050	10	△ 4,040
10	当期変動額合計	△ 4,064	13	△ 4,050	10	3,111
11	当期末残高	17,510	3,093	20,604	227	149,161
		10	11	12	13	14

独立監査人の監査報告書

平成29年５月７日

株式会社 東和銀行

取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　梅　津　知　充　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松　崎　雅　則　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社東和銀行の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成方針及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東和銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

平成29年５月７日

株式会社 東和銀行

取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　梅　津　知　充　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松　崎　雅　則　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社東和銀行の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第112期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表､損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月８日

株式会社 東和銀行 監査役会

常勤監査役	加　辺　秀　雄	㊞
常勤監査役	南　　秀　昌	㊞
監　査　役	安　藤　震太郎	㊞
監　査　役	加　藤　真　一	㊞

（注）監査役安藤震太郎及び監査役加藤真一は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

剰余金の配当（第112期期末配当）に関する事項

当行は、銀行の公共的使命を念頭において、長期にわたる安定的な経営基盤の確保と企業体質の強化に努め、安定的な配当の継続を実施することを基本方針としております。

この基本方針のもと、第112期の期末配当につきましては、当行は平成29年6月11日に創立100年を迎えたことから、株主の皆さまの日頃のご支援にお応えするため、普通配当の1株当たり2円に記念配当の１株当たり１円を加え、１株当たり３円といたしたいと存じます。

１．配当財産の種類

金銭といたします。

２．配当財産の割当てに関する事項及びその総額

（１）普通株式１株につき　金３円

（普通配当２円　記念配当１円）

その総額　1,105,685,235円

（２）第二種優先株式１株につき　金2.668円

その総額　466,900,000円

なお、普通株式及び第二種優先株式の配当総額は、1,572,585,235円となります。

（参考）

・第二種優先株式は、１株当たりの発行価格が200円であり、平成28年度における１株当たりの配当金は、上記200円に配当年率1.334%(※)を乗じた金額となっております。

※平成28年度の配当年率は、平成28年4月1日における日本円TIBOR12ヵ月物(0.18364%)に1.15%を加えた率を適用しております。

３．剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年６月28日

第２号議案　株式併合の件

１．株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しており、その移行期限は平成30年10月１日とされています。

当行は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当行の普通株式の売買単位（単元株式数）を1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（５万円以上50万円未満）を維持することを目的として、普通株式について10株を１株に併合いたしたいと存じます。また、あわせて、第二種優先株式についてもその権利に変動が生じないようにするため、普通株式と同様に単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、10株を１株に併合する株式併合（以下普通株式および第二種優先株式の株式併合をあわせて「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

２．株式併合の内容

（１）併合する株式の種類

普通株式および第二種優先株式

（２）併合の割合

普通株式および第二種優先株式のいずれについても、10株につき１株の割合で併合いたしたいと存じます。

なお、本株式併合の結果、１株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づき、当行が一括して処分し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

（３）株式併合の効力発生日

平成29年10月１日

（４）株式併合の効力発生日における発行可能株式総数

１億3,000万株

３．その他

本株式併合は、第３号議案「定款一部変更の件」が承認可決されること、ならびに、平成29年６月27日開催予定の普通株主様、第二種優先株主様に係る各種類株主総会において、それぞれ第１号議案「株式併合の件」および第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

第３号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

上場する企業である当行は、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一するとの全国証券取引所の取り組みの趣旨を尊重し、普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に変更するとともに、第二種優先株式についても、その権利に変動が生じないようにするため、その単元株式数を100株に変更するものであります。また、第２号議案にかかる本株式併合による普通株式および第二種優先株式の発行済株式の総数の減少を勘案して、当行定款第６条に規定される普通株式および第二種優先株式の発行可能種類株式総数を変更するものであります。

なお、本変更につきましては、本株式併合の効力発生日である平成29年10月１日をもってその効力が発生するものとする附則を設けます。本附則は、平成29年10月１日をもって削除するものといたします。

また、本変更は、第２号議案「株式併合の件」が承認可決されること、ならびに、平成29年６月27日開催予定の普通株主様、第二種優先株主様に係る各種類株主総会において、それぞれ第１号議案「株式併合の件」および第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

２．変更の内容

変更内容は、以下のとおりであります。

（下線＿＿は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
第１章　総則 第１条～第５条（条文省略）	第１章　総則 第１条～第５条（現行どおり）
第２章　株式 （発行可能株式総数・発行可能種類株式総数） 第６条 当銀行の発行可能株式総数は、1,218,000,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 普通株式　1,218,000,000株 第二種優先株式　200,000,000株	第２章　株式 （発行可能株式総数・発行可能種類株式総数） 第６条 当銀行の発行可能株式総数は、130,000,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 普通株式　130,000,000株 第二種優先株式　20,000,000株
第７条～第７条の２（条文省略）	第７条～第７条の２（現行どおり）
（単元株式数） 第８条 当銀行の単元株式数は1,000株とする。	（単元株式数） 第８条 当銀行の単元株式数は100株とする。
第９条～第11条（条文省略）	第９条～第11条（現行どおり）

現行定款	変更案
第２章の２　優先株式 第11条の２～第11条の９（条文省略）	第２章の２　優先株式 第11条の２～第11条の９（現行どおり）
第３章　株主総会 第12条～第18条の２（条文省略）	第３章　株主総会 第12条～第18条の２（現行どおり）
第４章 取締役および取締役会 第19条～第29条（条文省略）	第４章 取締役および取締役会 第19条～第29条（現行どおり）
第５章　監査役および監査役会 第30条～第38条（条文省略）	第５章　監査役および監査役会 第30条～第38条（現行どおり）
第６章　計算 第39条～第42条（条文省略）	第６章　計算 第39条～第42条（現行どおり）
（新設）	附則 （効力発生日） 第１条 第６条および第８条の変更は、平成29年10月１日をもって効力を生じるものとし、同日をもって本附則を削除する。

（注）上記定款第６条（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数）の変更のうち、発行可能株式総数の変更につきましては、第２号議案が原案どおり承認可決された場合に、会社法第182条第２項に基づき、本株式併合の効力発生日である平成29年10月１日に変更されたものとみなされるものであります。

第４号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営の客観性及び透明性を確保し、経営体制の一層の強化を図るため、引き続き社外取締役２名を含め、取締役６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者とした６名の選定につきましては、経営陣及び全行的な法令等遵守の取り組みが適切に機能しているか客観的に評価・助言することを目的に設置した、外部の弁護士等からなる外部評価委員会から、人選は適切である旨の評価を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生 年 月 日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する
当行株式の
種類及び数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>吉永（よしなが）　國光（くにみつ）
（昭和20年11月20日生）</td><td>平成17年６月　当行入行　専務取締役
平成18年６月　代表取締役副頭取
平成19年５月　代表取締役頭取
平成22年６月　代表取締役頭取執行役員
現在に至る</td><td>普通株式
265,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者の選任理由）
財務・金融行政に従事し、欧州復興開発銀行・国際協力機構の理事を務めるなど、国内外での豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、平成17年６月から専務取締役、平成18年６月から代表取締役副頭取、平成19年５月から代表取締役頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>大澤（おおさわ）　清美（きよみ）
（昭和28年5月7日生）</td><td>昭和52年４月　当行入行
平成18年３月　法務室長
平成19年６月　コンプライアンス統括部長
平成20年６月　監査部長
平成22年６月　執行役員監査部長
平成22年10月　執行役員人事部長
平成24年６月　常務執行役員
平成25年６月　取締役常務執行役員
平成27年６月　取締役専務執行役員
平成28年６月　代表取締役副頭取執行役員
現在に至る

担当　人事部、職員研修所、コンプライアンス統括部、監査部、証券業務（内部管理統括責任者）</td><td>普通株式
128,206株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者の選任理由）
監査部門のほか、コンプライアンス部門、事務部門、人事部門に携わるなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。また、平成25年６月から取締役、平成28年６月から代表取締役副頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生 年 月 日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する
当行株式の
種類及び数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>江原（えばら）　洋（ひろし）
（昭和31年4月16日生）</td><td>昭和55年４月　当行入行
平成19年７月　秘書室副部長
平成21年２月　川越支店長
平成23年６月　執行役員高崎営業本部長兼
高崎支店長
平成25年６月　常務執行役員高崎営業本部長兼
高崎支店長
平成26年６月　取締役常務執行役員
現在に至る

担当　総合企画部、審査部、審査管理部</td><td>普通株式
118,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者の選任理由）
総合企画部門のほか、リスク管理部門、審査部門、財務経理部門、総務部門に携わるなど、豊富な業務経験を有し、さらに高崎営業本部長兼高崎支店長、川越支店長を務めるなど現場感覚に優れ、銀行業務に精通しております。また、平成26年６月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>櫻井（さくらい）　裕之（ひろゆき）
（昭和32年12月26日生）</td><td>昭和55年４月　当行入行
平成19年６月　総合企画部副部長
平成20年６月　審査部長
平成21年10月　総合企画部長
平成23年６月　執行役員総合企画部長
平成25年６月　常務執行役員東京支店長兼
東京事務所長
平成26年６月　取締役常務執行役員
現在に至る

担当　リレーションシップバンキング推進部、
リレーションシップバンキング戦略部、
総務部</td><td>普通株式
106,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者の選任理由）
営業推進部門のほか、総合企画部門、審査部門、総務部門に携わるなど、豊富な業務経験を有し、さらに東京支店長を務めるなど現場感覚に優れ、銀行業務に精通しております。また、平成26年６月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>紺（こん）　正行（まさゆき）
（昭和27年4月15日生）</td><td>平成９年４月　群馬弁護士会に弁護士登録
阿久澤・紺法律事務所開設
平成19年６月　当行社外取締役
現在に至る</td><td>普通株式
64,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（社外取締役候補者の選任理由）
弁護士として法曹界における豊富な経験と幅広い識見を有しております。こうした経験や識見を引き続き当行の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行株式の種類及び数
6	稲葉喜子（いなばのぶこ） （昭和41年9月28日生）	平成９年４月　公認会計士登録 平成５年10月　センチュリー監査法人 （現新日本有限責任監査法人） 平成11年７月　金融監督庁検査部（現金融庁検査局） 専門検査官 （平成13年７月退任） 平成13年７月　新日本監査法人 （現新日本有限責任監査法人） （平成17年退所） 平成19年７月　株式会社ＰＡＳ（現はやぶさコンサルティング）代表取締役 平成21年９月　株式会社東京国際会計代表取締役 平成22年11月　はやぶさ監査法人代表社員 平成26年２月　税理士登録 平成26年６月　当行社外取締役 平成26年10月　株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ社外監査役 平成26年12月　税理士法人はやぶさ会計社員 現在に至る	普通株式 15,000株
	（社外取締役候補者の選任理由） 金融庁検査局専門検査官や監査法人代表社員等を務められるなど、公認会計士として豊富な経験と幅広い識見を有しております。こうした経験や識見を引き続き当行の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。		

（注）１．各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
２．紺正行氏と稲葉喜子氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員として届け出ております。
３．紺正行氏は、取締役会において弁護士としての観点から、法令等遵守態勢の一層の充実・強化に向けて積極的な発言を行っております。なお、同氏の当行社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって10年であります。
４．稲葉喜子氏は、取締役会において公認会計士としての観点から、財務、会計に対する積極的な発言を行っております。なお、同氏の当行社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって３年であります。
５．当行は紺正行氏、稲葉喜子氏との間で、会社法第427条第１項に基づき、同法第423条１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。
また、両氏の再任が承認された場合、両氏と当行との間で本契約を継続する予定です。

第５号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役南秀昌氏は辞任により退任となりますので、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は、退任監査役の補欠として選任されることとなりますので、その任期は、当行定款の規定により退任された監査役の任期満了する時までとなります。

なお、監査役候補者とした１名の選定につきましては、外部評価委員会から、人選は適切である旨の評価を受けております。また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行株式の種類及び数
1	※ 関根正裕（せきねまさひろ） （昭和31年7月6日生）	昭和55年４月　当行入行 平成21年６月　コンプライアンス統括部副部長 平成21年８月　コンプライアンス統括部長 平成25年６月　監査部長 平成28年４月　執行役員監査部長 平成29年４月　常務執行役員監査部長 現在に至る	普通株式 40,000株
	（監査役候補者の選任理由） 監査部門のほか、コンプライアンス部門に携わるなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。こうした経験や知見を活かすことにより、当行の経営の監査に貢献することができる人物と判断し、監査役候補者としました。		

（注）１．※は新任監査役候補者であります。
　　２．候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

第６号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役（社外監査役を含む）の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第３項の規定に基づき、予め補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠監査役候補者の選定につきましては、外部評価委員会から、人選は適切である旨の評価を受けております。また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生 年 月 日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当行株式の種類及び数
半場（はんば）　秀（しゅう） （昭和40年8月21日生）	平成５年４月　第一東京弁護士会登録 平成５年４月　岩田合同法律事務所入所 平成11年９月　ハーマン・ヘンメルラートアンドパートナー法律事務所デュッセルドルフオフィス勤務 平成16年２月　米国ニューヨーク州弁護士登録 平成22年３月　キャタピラージャパン株式会社 社外監査役 平成22年６月　SMBC債権回収株式会社 社外取締役 平成22年８月　島田法律事務所入所 平成24年３月　昭栄株式会社 社外取締役 平成24年６月　当行補欠監査役 現在に至る	－
（補欠監査役候補者の選任理由） 弁護士として法曹界における豊富な経験と幅広い識見を有しております。こうした経験や識見を当行の経営の監査に活かしていただくため、補欠監査役候補者といたしました。		

（注）１．候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
２．半場秀氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
３．半場秀氏が監査役に就任した場合、当行は同氏との間で、会社法第427条第１項に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額となります。

以　上

普通株式の株主様による種類株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　株式併合の件

株主総会参考書類31頁に記載の第２号議案「株式併合の件」の内容と同一であります。

第２号議案　定款一部変更の件

株主総会参考書類32頁から33頁に記載の第３号議案「定款一部変更の件」の内容と同一であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

株主総会は東和銀行本店２階大会議室で開催いたしますので、ご出席の際は下記の案内図をご参照ください。

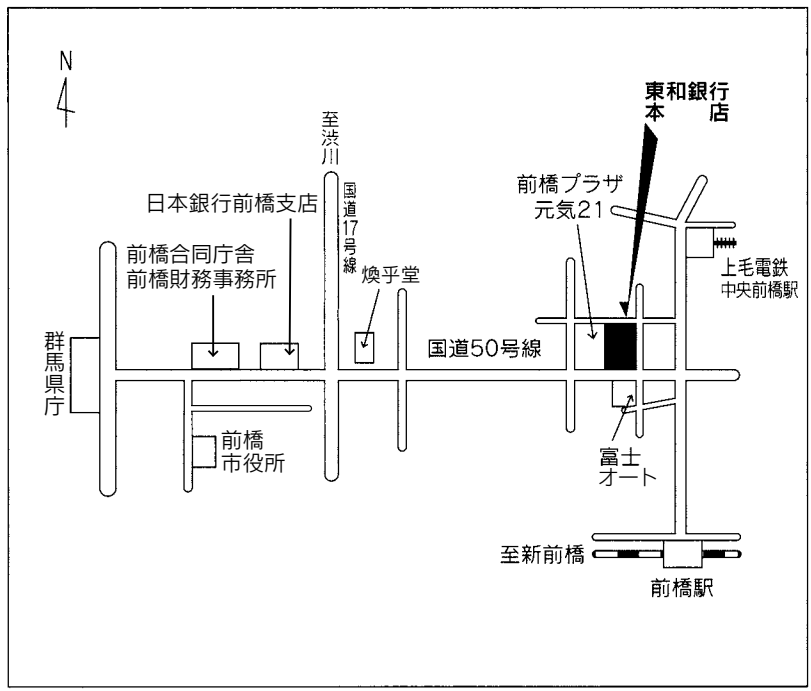

所 在 地　前橋市本町二丁目12番６号
　　ＪＲ前橋駅より徒歩15分
電話番号　027-234-1111（代）